

平成30年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成30年5月29日 火曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階大会議室
議 題	(1) 平成30年度男女共同参画に関する施策の概要について (公開) (2) 平成29年度男女共同参画に関する苦情処理状況について (公開) (3) その他 (公開)
出席委員	橋本 和彦 副会長 塗 政江 委員 小川 祥子 委員 荒木 知恵 委員 田畠 裕子 委員 佐々木 香 委員 田村 朋也 委員 富田 秀嗣 委員 川股 幸徳 委員 浜野 八重子委員 (計10名)
欠席委員	池田 延己 委員 木村 育恵 委員
傍聴者	0名 (報道機関1社)
事務局 出席者 職氏名	市民部長 本吉 勲 市民部次長 横川 真奈美 市民・男女共同参画課長 横田 吉辰 主 査 山田 清香 主 事 中川 裕紀奈

司 会	<p>皆様、こんばんは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、市民・男女共同参画課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成30年度第1回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>まず新委員を紹介させていただきます。この度、2名の方が新たに委員にご就任いただきましたので、ご紹介いたします。</p> <p>始めに、池田富美委員が役職を退かれることになりましたので、新たに連合北海道函館地区連合会長から委員をご推薦いただきました、田島裕子委員でございます。</p>
田島委員	<p>皆さんこんばんは。職場は北海道電力の労働組合の方から、連合の方に行っております。女性委員会の委員長ということで、この役を仰せつかることになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>宮越 忍委員が役職を退かれることとなりまして、新たに函館市小学校長会会長から委員をご推薦いただきました、小川祥子委員でございます。</p>
小川委員	<p>こんばんは。函館市小学校長会からまいりました。函館市立北日吉小学校の校長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>続きまして、昨年10月1日に委員の改選を行いましてご就任いただきました荒木知恵委員でございます。</p> <p>荒木委員は平成25年度から現在3期目を務めていただいておりますが、前回の会議はご欠席されておりましたので、改めてご紹介させていただきます。</p>
荒木委員	<p>荒木です。市内で弁護士をしております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>続いて事務局についても4月の人事異動により変更がありましたので、改めて紹介させていただきます。市民部長の本吉です。</p>
本吉部長	<p>こんばんは。市民部長の本吉です。この春、人事異動で市民部長となりました。昨年度は同じく市民部の次長としてこの審議会に携わらせていただきました。</p> <p>男女共同参画の審議会ですが、平成17年の条例、男女共同参画の条例に基きまして設置されております。主に審議会の方では、男女共同参画のための基本計画の策定、そして取り組みについての、推進状況の検証という部分につきまして、皆さまにお願いしているところでございます。ただこの基本計画、10年の計画期間なものですから、あまりにも長く、社会情勢というものは特に最近ですが、日々変わっておりますので、この審議会におきまして、取り組み状況の推進状況、</p>

また、計画内容の見直し等のご意見につきまして、皆さまの様々な立場、そして様々な視点から活発なご意見がいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

司会 市民部次長の横川です。

横川次長 市民部次長の横川です。どうぞよろしくお願いたします。

司会 市民部市民・男女共同参画課長の横田です。

横田課長 横田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

司会 市民部市民・男女共同参画課中川です。

中川 中川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

司会 そして改めまして、市民部市民・男女共同参画課の山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議の出席状況ですが、委員12名中、10名の方が出席されております。委員の半数以上の出席となりますので、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

この会議は、原則公開であります。なお、会議録を公開いたします関係上、マイクを使用してお発言下さいますよう、お願いたします。また、会議録作成の都合等がございますので、19時30分を目途に修了させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の議題は、お手元の次第にありますとおり、

- (1) 会長の選任について
- (2) 平成30年度 男女共同参画に関する施策の概要について
- (3) 平成29年度 男女共同参画に関する苦情処理状況について
- (4) その他 の4つの議題についてご審議いただきます。

それでは、議事に関連して、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日配付いたしましたのは、次第、名簿、座席表、女性登用率の推移、女性センターご利用のしおり、平成30年度女性センター講座募集案内、男女共同参画情報誌「マイセルフ」59号、先日郵送させていただきました、表紙付きの審議会資料になります。

なお、郵送した時点から資料に若干の訂正がございますので、この後の議事にあたりましては、本日配付の資料をご覧くださいと思います。

それでは、早速、議題に入りたいと思っております。

男女共同参画推進条例施行規則では会長が議長を務めるところでございますが、冒頭、委員の変更についてご報告させていただきましたように、会長を務めていただいております宮越委員が、3月末で辞任されたことから、会長職が不在となっております。このため、会長が選出されるまでの間、規定により橋本副会長に議長をお願いしたいと思います。

橋本副会長，よろしくお願いいいたします。

橋本副会長 渡島総合振興局環境生活課の橋本でございます。本日はよろしくお願いいいたします。私達、今週からクール・ビズになっておりまして、ノーネクタイで失礼いたします。

それでは本日は，前回の審議会で会長に選出されました宮越委員の辞任に伴いまして，会長不在となっておりますので，議題の（１）会長の選任につきまして，私の方で議事を進めさせていただきたいと思ひます。

男女共同参画推進条例施行規則第１２条第２項によりまして，会長につきましては，委員の互選により定めることになっております。まず，会長にどなたかご推薦などございませんか。

塗委員 事務局一任でお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

橋本副会長 今，事務局一任ということでご意見がございましたが，他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは事務局案ということで，まずは事務局案をはかりたいと思ひますのでよろしくお願いいいたします。

事務局（課長） はい。それでは，平成２５年度より当審議会の委員に就任していただきしており，第３次男女共同参画基本計画の策定にも，当初より携わっていただきました，荒木委員をご提案させていただきます。

橋本副会長 はい。ありがとうございます。荒木委員いかがでしょうか。

荒木委員 皆様にお任せいたします。

橋本副会長 それでは皆様よろしいでしょうか。

各委員 よろしいです。

橋本副会長 荒木委員に会長ということで，お願いしたいと思ひます。

では，会長は荒木委員に決定いたしました。

会長に荒木委員を選出することに決まりましたので，この後は，会長を議長として，審議会を進めてまいりたいと存じます。荒木会長，よろしくお願いいいたします。

司会 それでは，荒木会長は，どうぞ，会長席へお移りください。会長が決まりましたので，一言ご挨拶をお願いいいたします。

荒木会長 改めまして会長に就任しました荒木でございます。若輩者ではございますけれども，今ご説明いただきましたとおり平成２５年度から，委員を務めておりまして，古株であるということで，ご推薦いただいたものと理解しております。円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいいたします。着席して議事進行いたします。

それでは次第に従って進めてまいります。皆さんは次第をご覧ください。

それでは議題（１）会長選任については終わりましたので、議題（２）平成30年度男女共同参画に関する施策の概要について、審議いたしたいと思います。

事務局
（課長）

改めまして、市民・男女共同参画課長の横田でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、議題（２）平成30年度男女共同参画に関する施策の概要について説明させていただきますが、この中に関連するものがございますので、議題（３）の、平成29年度男女共同参画に関する苦情処理状況について、一括してご説明させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

荒木会長

ただいま、事務局から議題（２）および（３）につきまして一括してご説明いただき、ご審議いただくと提案がありましたが、皆さんご意見ございますでしょうか。

各委員

異議なし。

荒木会長

では、議題（２）および（３）につきまして一括して審議いたします。説明お願いたします。

事務局
（課長）

ありがとうございます。それでは、着席してご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、順次説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

1番目の男女共同参画審議会は、本会議でございます。平成17年10月から条例に基づき、設置しておりまして、現在の委員の皆様は7期目の委員となります。

昨年度までは、第3次基本計画の策定を中心にご審議いただいております。今年度からはこの基本計画を基に、男女共同参画の推進施策について、様々なご意見をいただいております。

2番目の苦情処理制度の状況でございます。こちらも条例に基づき平成17年から設置しておりまして、市が実施する施策等に関し、男女共同参画推進の観点からの苦情等の申し出に対しまして、市長から委嘱された委員が問題解決に向けて、適切に処理しております。恐れ入りますが、4ページの資料2をお開き願います。こちらが「平成29年度の男女共同参画に関する苦情等の申出に係る事務の実施結果」の一覧表でございます。左側の申出件数のとおり、苦情処理制度を利用された方はおりませんでした。例年ですと、苦情処理制度利用の申出まで至らなくとも、市の施策についての苦情や相談などをいただいておりますが、平成29年度に関しましては相談のみのご利用もありませんでした。利用がなかった要因といたしましては、警察や市の相談出来る機関が他にもあることが考えられますが、この制度をご存知無い方も、もしかしたらいらっしゃることも考えられますので、今後におきましても、関係する市の窓口などにリーフレットを配布し、また情報誌マイセルフやホームページ等でのPRに努めてまいりたいと考えております。

もう一度資料の1ページにお戻りください。次に3番目の施策の推進状況調査です。こちらは平成29年度の各種事業につきまして、前基本計画に基づき、各

目標に対応する具体的な取り組みについて、庁内各部署が行っている施策の推進状況を今年度調査いたします。

なお、調査結果につきましては、10月頃には取りまとめる予定としております。次回の審議会でも報告したいと考えてございます。

次に4番目ですが、引き続き男女共同参画への意識啓発事業として、小・中学生への啓発誌の発行を行っており、引き続き各学校に配付してまいります。学校への配布時期につきましては、6月初旬には、全ての小中学校へ配布することとしています。

次に5番目の男女共同参画パネル展でございます。平成19年度から、「男女共同参画週間」に合わせて、市民への啓発を行っております。今年は、6月25日～29日までの日程で、市役所1階市民ホールでパネル展を行います。

次に6番目は、男女共同参画フォーラムですが、昨年は、社会活動家、法政大学教授の湯浅誠さんを講師に招いて、「つながりの中で生きる～貧困から考える男女共同参画」と題して講演をいただき、男性35名を含む197名の方々に、ご参加いただきました。

今年度は、元内閣府男女共同参画局長 日本社会事業大学理事長 名取はにわさんに講演をお願いする予定でございます。このフォーラムは、函館市も含めた20団体による実行委員会形式で実施しております。

なお今年度の開催日は10月21日、日曜日を予定しております。

次に2ページをお開き願います。7番目の情報誌「マイセルフ」につきましては、平成20年度から春と秋の年2回、女性センターの講座の案内や、男女共同参画への意識を高めるための情報の提供などを行っており、平成24年度からは、女性センターの指定管理者への委託事業として発行しております。今年度も2回の発行を予定しており、各支所や社会教育施設、大学関係に配布するほか、市内のスーパー等にお申し、配布をしております。お手元には、2018年春号をお配りしております。

次に8番目のメールマガジン「Hakodate☆かがやきネット」は、平成20年10月から毎月1回月末に、インターネットで、メール配信を行っております。

内容は、女性センターでの各講座の案内や、男女共同参画社会の実現を目指しているイベント等に関する情報などで、こちらも、平成22年度から、女性センターの指定管理者に委託をして配信をしております。

次に9番目の女性団体等に関する調査ですが、昨年の調査団体は63団体でございましたが、今年度も同様にそれぞれの団体の活動状況について、調査を行いたいと思います。また、この調査の中では各々の団体に各種審議会等への参加が可能かどうかの確認も行っており、その結果を、市役所庁内で、女性委員を登用するための参考資料として活用しております。

次に10番目の女性人材リストですが、市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、平成25年度から女性人材リストを設置しております。

市内に在住・在勤の20歳以上の女性で、様々な分野で活動している方や関心がある方、また専門的知識を有している方を対象とし、自分が登録したい分野を選んで登録していただくことができます。活用方法といたしましては、市の各種審議会の委員選考の際、情報ツールとしているほか、市が行う研修会や講演会などの講師等候補として、活用しているところであります。

また、庁内の各種審議会の改選期に委員の公募が行われる際には、その審議会

の分野に登録していただいております登録者に、公募情報を個別に郵送し、情報提供をしております。平成29年度は、人材リスト登録者の中から4名が委員として選出されております。

今後も広く周知に努めまして、幅広く、多くの方に登録していただけるようにし、女性登用率向上に向けて努めてまいりたいと思います。

次に11番目の事業者向け勉強会の開催についてですが、市内の事業者を対象にワーク・ライフ・バランスの取り組み方や、取り組み事例の紹介など、講演と講師との質疑応答などを取り入れた勉強会を開催するものでございます。

次に12番目のワーク・ライフ・バランスアドバイザー事業についてですが、こちらは平成30年度からの新規施策でございます。男女がともに生き生きと働くことができる職場づくりの支援や、社会に出る前の学生向けに、市内高等教育機関において労働関係法規をもとに、ワーク・ライフ・バランスに関する知識や考え方について、わかりやすく講義するなど、市内の社会保険労務士等、専門的知識を有する方のご協力をいただき、実施するものでございます。この事業は、第3次基本計画の策定にあたり、審議会の答申でいただきましたご意見を踏まえた取り組みとなっております。実際の開催方法につきましては、北海道や他都市の取り組みを参考といたしまして、また、労働者の雇用促進制度や、仕事と家庭の両立支援制度などについて企業に周知を図っている市の経済部や、経済団体と連携しながら、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。次に13番目の性的少数者（LGBT）への理解の促進でございます。こちらも平成30年度からの新規施策でございます。第3次基本計画においては、男女の枠組みにとらわれず、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、差別や偏見のない社会づくりのため、性的少数者への理解の促進に努めることを、主要施策の一つとして位置づけておりますことから、今年度におきましては、まずは、理解促進のためのパンフレットを作成・配付することとしております。

次に14番目の女性団体等への運営費の補助です。女性の自主性を高め、地位の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として活動している「函館市女性会議」に運営費の一部を補助しております。

次に15番目の女性センターの管理・運営ですが、女性センターは、女性の福祉の増進と教養の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するために設置しております。平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

現在は、「にっぽん生活文化楽会」が、平成29年度から平成33年度までの5年間、前回の指定期間であります平成24年度からの5年間に引き続き選定され、センターの管理運営を行っております。

指定管理者による各種事業は記載のとおりでございます。本日、皆様のお手元にセンターの利用のしおりと、平成30年度前期の講座募集案内のパンフレットをお配りしておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。以上が今年度当課で実施する男女共同参画に関する施策の概要でございます。

このほか、第3次基本計画に登載いたしました、市が平成30年度から実施する男女共同参画に係る新規施策といたしましては、まず性暴力被害者支援相談員の配置のほか、子どもの貧困対策として、平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえた施策の検討を子ども未来部で行うこととしており

ます。

また、希望する方にマイナンバーカードや住民票に旧姓併記を可能とするよう、電算システムの改修に着手しております。こちらの実際の稼働は平成31年度を予定しております。こちらにつきましては、市民部の戸籍住民課が担当しております。

男女共同参画等に関する優良な取り組みを実施している企業への契約等における優遇措置の検討を、入札や見積合わせなどの業者選定に関わる業務を担う財務部が担当しております。

保健福祉部では、在宅で認知症が疑われる人に対して、介護・医療機関が地域住民と連携し、個別に対応する事業の実施することとしております。

以上が、今年度分の新規施策でございます。

荒木会長

ただいま事務局より、議題(2)、(3)に関しまして説明を一括していただきました。今の説明に対して、ご質問のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

川俣委員

川俣です。お話しの冒頭なんですけれども、平成29年度の男女共同参画に関する苦情と相談の件数が0件ということで、お聞きしたいのですが、ここの相談窓口以外に、先ほどのご説明の中には警察などの相談窓口があるので、相談と苦情の件数が0件なのではないかとの事務局からの説明がありましたが、警察の他にどのようなところが、窓口としてあるのかののでしょうか。また、認知度が低いということに関して、今後の取り組みを修正したりだとか、認知度を高めるための考え方をお聞きかせ願います。

荒木会長

ご質問は2点でございますが、事務局からお願いいたします。

事務局
(課長)

まず、相談窓口でございます。こちらにつきましては、様々な窓口が設置されておまして、函館市女性センターでは、「DV・虐待・離婚相談」や、「働く女性の悩み相談」というところが窓口がございまして、「ウィメンズネット函館」が実施しており、「家庭生活相談」は函館家庭生活カウンセラークラブで実施しているものです。あとは、「函館被害者相談室」、「マザーズ・サポート・ステーション」など、様々な窓口が他にもございます。

PR不足というところの今後の対策ですが、最近色々と新聞にも出ていたと思いますが、財務省でのセクハラ問題ですとか、この頃非常に話題になっております。今日の新聞を見ますと、働く方の半数以上はセクハラを受けており、その被害にあった人がどのような対応をしたかにつきましては、ほとんどが「泣き寝入り」していると聞いております。私どもとしましては、決してニーズがないということではないと思っております。声なき声を、これからもなるべく拾っていく活動をしていかなければいけないと思っておりますので、今後、例えば市と包括連携をしているスーパーなどに、相談窓口を設置しているというチラシを配付出来ないかということも検討して、より皆さまに向けてPRをしていきたいと考えてございます。

荒木会長

川俣委員よろしいでしょうか。

川俣委員 ありがとうございます。今の話でもう一点ですが、例えばそういう窓口がたくさんある中で、せっかくの審議会ですから、どのようなご相談があったかということ为例としてあげていただければ、なにかと話題の認識といいますか、少しこの会に参加する意義があるんじゃないかと思います。我々もまだ勉強不足ですので、女性の立場になってという考え方で参加しています。もしそういうことがあれば勉強させていただきたいなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

荒木会長 他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

佐々木委員 今年度の新たな取り組みの中で、13番目の性的少数者への広報パンフレット作成する予定だということですが、これは函館で独自のパンフレットを作られるということなのでしょう。何か他都市のたたき台かなにかをもとにしてつくる予定だとか、いつ頃出来る予定だとか、函館ではまだ大きく表面化はしていませんけれども、こういう方達が確かにいらっしゃいます。私たちの防災の勉強会の中でも、避難所に来られた方達の中で、こういう方達にどのような対応するかについても勉強を重ねておりますので、どのようなパンフレットが出来るか、注目して楽しみにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

荒木会長 ご質問は、資料の13番性的少数者（LGBT）の理解促進のパンフレットが、まずいつ頃発行予定であるかということと、パンフレットの内容が独自案であるとか、どのような内容であるのか、どのような形で作られるのかという2点でよろしいでしょうか。

佐々木委員 はい。

荒木会長 事務局いかがでしょうか。

事務局
(課長) はい。ありがとうございます。具体的な内容だとか、発行する時期だとかはまだ決まってございません。先進地のパンフレット等を参考にしながら、また皆様から貴重なご意見がいただけるということであれば、そのあたりも反映しながら、函館市独自のものをつくっていきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

荒木会長 佐々木委員は追加のご質問はいかがでしょうか。

佐々木委員 出来れば、分かりやすい内容でつくっていただければ良いと思います。パンフレットや広報紙は行政が作ると、割と堅苦しい感じで、なかなか本当の当事者のところに届きにくいんじゃないかなというも思っております。手軽に手に取れるような配付方法だとか、パンフレット自体のデザインだとかを私も期待したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

荒木会長 では、ただいまのは、ご意見だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

す。他にご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、質問に続きましてご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

塗委員

また同じところの質問になりますが、LGBTへの理解の促進について、個人向けだけでしょうか。それとも企業向けにも行われるような形にするのでしょうか。LGBTの方達は多様な方達なので、この方達が自分のことを理解して欲しいと名乗りを上げるほどに社会がなるには、やはり、親兄弟でさえも恥ずかしいと言っている状況の中では難しく、個人に対し、分かってあげようよ、分かりましょうよというのも難しいと思います。企業かなにかで、そういう方達の理解を促進しますよ、という形で手を上げてくれる企業を募るといのはいかがでしょうか。意見として提案させていただきます。

荒木会長

塗委員ありがとうございます。このご意見に関しまして事務局からなにかコメントがありましたらお願いします。

事務局
(課長)

はい、ありがとうございます。基本的には理解の促進ということで、個人向けにと考えておりましたが、今の意見を参考にしまして様々な場面で使えるように、皆さんに見ていただけるパンフレットを考えて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

荒木会長

他にご意見等ある方いらっしゃいますか。

それでは、議題（２）および議題（３）につきましては、これで審議を終了いたします。続きまして、議題（４）その他とありますが、事務局から説明を下さい。

事務局
(課長)

はい。（４）その他として、事務局からご報告をさせていただきます。私どもからは３点、ご報告事項がございます。

まず、第３次男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」でございますが、これにつきましては、昨年の１１月に審議会を開催いたしまして最終的なご意見をいただき、その後庁内推進会議等を経まして、今年の３月に決定となりました。

委員の皆様には長きに渡りお力添えをいただきまして、本当にありがとうございます。委員の皆様には、先日郵送でお送りさせていただきました。計画書は千部、概要版を四千部作成いたしまして、関係機関にも配布しております。

また、各支所や社会教育施設にも置き、皆さんの手に取っていただけるようにしております。この後につきましては、色々な講座や集会等の機会をとらえ、概要版を配付し、周知していきたいと考えております。委員の皆様も、所属されていらっしゃる団体等におつなぎいただければ、配布に伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「審議会等委員への女性登用率の推移」でございます。お手元にカラーの資料をお配りしております。まず、国や道と函館市を比較し、グラフにしたものがございます。いずれもここ数年は上昇傾向にありますが、依然として函館市は国や道よりも登用率は低い状況となっております。先ほどの平成３０年度の施策の概要でもご説明いたしましたが、女性人材リストの活用や、女性団体等に関する調査を行っていく中で登用率の向上に努めて参りたいと考えております。

最後に、「北海道内他都市の審議会等への女性登用率等」の資料ですが、こちらには、道内各都市それぞれの「審議会等への女性登用率の目標」「実際の女性登用率」「各市の管理職への女性登用率」を掲載しております。市の管理職への女性登用率では、苫小牧市、旭川市などとともに、函館市は上位に位置しておりますが、審議会等への女性登用率では、先ほども申し上げたとおり道内他都市との比較におきましても、低い状況となっております。審議会等委員への女性登用率につきましては、第3次基本計画では目標値を35%としております。

これまで各種取り組みを進めてきた結果、第2次計画策定当初には、20.3%であった登用率が平成29年4月1日現在で25.5%まで引き上げることができたところでございます。今後も目標達成に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

荒木会長 ただいまの3点のご説明に関しまして、委員の皆さまからご質問はございますでしょうか。

それではご意見はありますでしょうか。それではご意見ご質問がないようでしたら、議題（4）につきましての審議について終了いたします。

委員の皆さまからなにかございますでしょうか。

事務局からなにかございますでしょうか。

それでは以上をもちまして議事を終了いたします。

事務局から最後になにかございますでしょうか

司会 次回の開催は秋頃を予定しておりますので、またどうぞよろしくお願いたします。

荒木会長 以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

司会 以上をもちまして、平成30年度1回男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会（18：40）